

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 坂 内 鉄 次

賛成者 上 野 利 一 郎

〃 矢 吹 哲 哉

〃 後 藤 誠 司

〃 菊 地 と も 子

〃 渡 部 勇 一

〃 渡 部 孝 雄

議会案第 6 号 福島県の最低賃金の引上げと早期発効を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

福島県の最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県の最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されている。

政府は、２０１３年の「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」において、引上げの意向が示されるとともに、２０１６年６月には「毎年年率３％程度を目途として引上げ、全国加重平均１，０００円を目指す」との具体的な金額を閣議決定した。

現在の福島県の最低賃金は「時間額７７２円」であり、政府が目標とする賃金には程遠く、また、全国でも３１位の低位にある。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティーネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年齢人口の流出の抑制に効果があることは明らかである。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関並びに福島労働局長に対し、下記事項について強く要望する。

記

- １ 福島県の最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率３％程度を目途に引上げ、全国加重平均で１，０００円を目指す」との決定に沿って相応の引上げを行うこと。
- ２ 福島県内の労働力の確保、人口流出の抑制及び防止を見据えた金額とすること。
- ３ 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- ４ 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県の最低賃金の改定諮問の時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年３月２０日

福島県喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄

【意見書提出先】

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
厚生労働大臣	根本	匠	殿
福島労働局長	森戸	和美	殿